

## 令和8年度の狂犬病予防注射について

犬を飼っている方は、狂犬病予防法により、年1回狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。令和8年度の予防注射は4月1日から6月30日までの間に実施してください。

### ▼対象となる犬

- ・生後91日以上以上の犬
- ・既に登録されている犬
- ・新たに飼い始めた未登録の犬

### ▼注射済票の受取方法

町が注射済票・登録鑑札を預託している動物病院で注射を受ける場合は、その場で注射済票の交付を受けることができます。また、未登録の犬については、同時に登録鑑札の交付も受け取ることができます。

預託していない動物病院で注射を受けた場合は、役場1階2番窓口住民課で「注射済票」の交付を受けてください。

### ▼手数料

- ・新規登録手数料3,000円
- ・注射済票交付手数料550円
- ・注射料 各動物病院で異なります。

### ▼案内ハガキ

すでに犬を登録されている方には、3月末に、預託動物病院の一覧を掲載した案内ハガキを送付します。預託動物病院で注射を受ける際は、必ず案内ハガキをご持参ください。

未登録の犬については、町で把握できないため案内ハガキは送付されませ

ん。預託動物病院の一覧は、町ホームページをご覧ください。



※令和7年度の情報です

▼問合せ 住民課環境保全グループ  
28・0916

## 住民票の異動について

住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届)などは、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。就職・転勤・入学等に伴い住所を異動される方は、市区町村の窓口において正確な住所変更の届出が必要となります。届出にはマイナンバーカード、運転免許証等の本人確認書類が必要ですが、また、異動する本人や世帯主以外の方が手続きをするときは、委任状が必要となります。

### ▼転出届

本町から他の市区町村に住所を異動する方は、転出予定日の14日前から転出届をすることができます。転出届を提出すると、転出証明書を受け取ることができます。マイナンバーカードをお持ちの方は、カードによる特例転出となり、転出証明書は原則発行されません。

※電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーサイトから転出届のオンライン申請が可能です。

マイナンバーサイト

<https://myna.go.jp/>



### ▼転入届

他の市区町村から本町に住所を異動する方は、住所を異動した日から14日以内に転出証明書またはマイナンバーカードを添えて転入届をしてください。

### ▼転居届

町内で住所を異動する方は、住所を異動した日から14日以内に転居届をしてください。マイナンバーカードを所有している方は、持参してください。

▼問合せ 住民課住民・年金グループ  
28・0966

## 証明書のコンビニ交付サービスについて

現在、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアの店舗内に設置されているマルチコピー機から、住民票の写し・印鑑登録証明書が取得できます。

### ▼利用できる方

豊山町に住民登録がある15歳以上の方で、利用者証明用電子証明書(数字4桁の暗証番号の入力が必要です。)が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方(印鑑登録証明書については、事前に豊山町で印鑑登録をしていないと発行できません。)

### ▼対象コンビニ

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなど、マルチコピー

機を設置している店舗で利用できます。

### ▼利用時間

毎日6時30分～23時(12月29日～1月3日、メンテナンス日を除く。)

※3月のメンテナンス日は3月2日(月)6時30分～3月8日(日)23時

### ▼対象の証明書

住民票の写し(本人および同一世帯の人の分のみ)

印鑑登録証明書(本人の分のみ)

▼手数料 一通200円

▼問合せ 住民課住民・年金グループ  
28・0966

## 住民課窓口の混雑状況について

毎年3月から5月にかけて、住所異動をする方が多くなるため、住民課の窓口は非常に混み合います。特に12時前後や月曜日・金曜日はお待ちいただく時間が長くなる傾向があります。ご迷惑をおかけしますが、時間に余裕を持って来庁していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

▼問合せ 住民課住民・年金グループ  
28・0966

